

# 気づいて！つないで！見守ろう！



～消費者被害防止のために～ 令和4年度VOL.2

新潟県では、「消費者安全確保地域協議会」の設置を進めています。  
(高齢者等消費者被害防止見守りネットワーク)

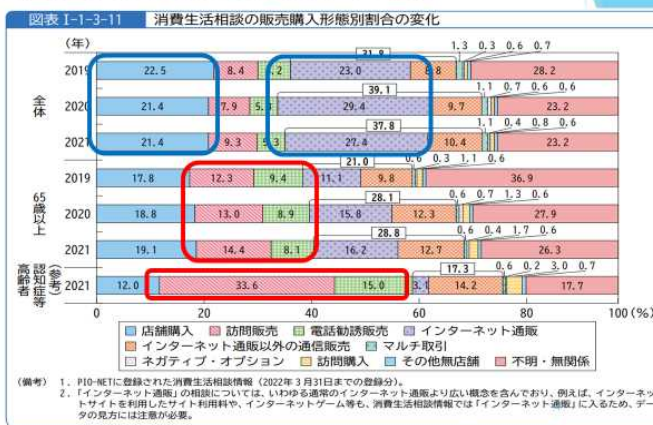
## 協議会未設置の市町村を対象に行政説明会を開催しました！

協議会の設置促進を図るため、高齢者等の消費者被害等の状況やそれを踏まえた見守りの必要性、そして協議会設置に向けたポイントなどについて、協議会未設置の市町村を対象とした行政説明会を7月11日(月)に開催しましたので、その内容を一部お伝えします。

○「消費者安全確保地域協議会」は、平成26年消費者安全法改正により制度化され、新潟県では平成28年11月に佐渡市で設置されたのを始めとして、これまで**13市村**で設置されています。

○協議会設置市町村の県内人口カバー率の目標値について、国では50%としていますが、**新潟県では高齢者等を見守る体制を全県で構築すること**を目標としています。

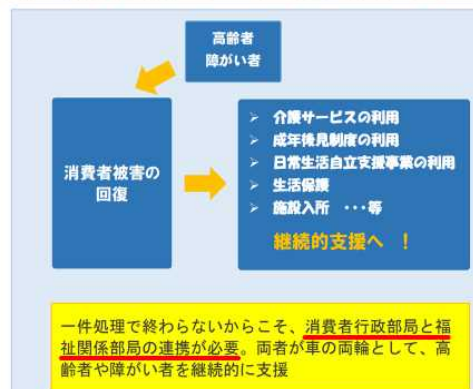
消費生活相談の販売購入形態別割合の推移



○消費生活相談の販売購入形態別では、**65歳以上の高齢者では訪問販売や電話勧誘による被害が多く**なっており、**認知症等の高齢者ではその傾向が顕著**となっています。

高齢者・障害者の消費者相談は一件処理で終わらない

○高齢者や障害者の場合、一つの被害回復後も次々と被害にあってしまう場合があり、成年後見制度や施設入所の検討が必要な場合もあるため、**消費者行政部局と福祉関係部局の連携がとて重要**です。



消費者安全確保地域協議会設置の手引き(消費者庁)より

○見守り活動は、消費者、行政、事業者、地域社会のそれぞれにとって異なる意義があります。消費者だけでなく**協議会の構成員にとってもメリット**があることを理解してもらい、**Win-Winな関係を構築**できることが理想です。

